



国土交通省 中国地方整備局

大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ

令和2年(2020年)4月1日から
**建設業許可関係、経営事項審査の各種書類は
中国地方整備局へ郵送等で提出してください。**

最寄りの都道府県窓口への提出・受付は行えませんのでご注意ください。
中国地方整備局建政部計画・建設産業課に提出してください。

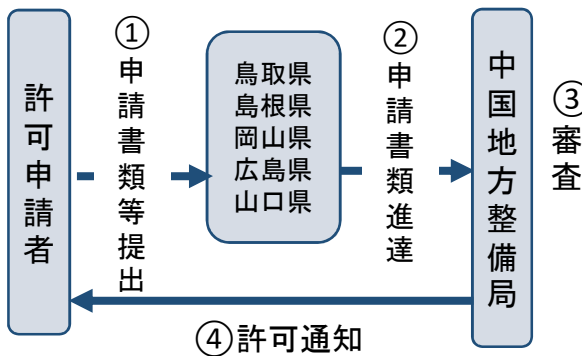
※受付印が必要な場合は、各種申請書1枚目のコピーと返信用封筒を同封してください。

【直接提出となるもの】

- 建設業許可申請(新規、更新等)、決算変更届等の各種届出
- 経営事項審査申請及び確認書類

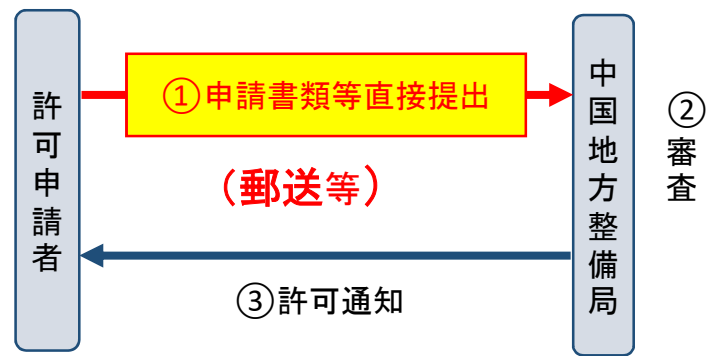
現 状

令和2年(2020年)3月31日まで



経由事務廃止後

令和2年(2020年)4月1日から



送 付 先

〒730-0013
広島市中区八丁堀2-15
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 行

<建設業許可申請書/変更届出書/経営事項審査申請書 在中>

お問い合わせ

建政部 計画・建設産業課 建設業許可担当・経営事項審査担当
電話 082-221-9231 (代)

経由事務廃止に関するQ&A

Q 1. 令和2年4月1日以後は、建設業許可申請・変更届等、経営事項審査について、正本・副本一部ずつの提出となるか。

A 1. 提出は正本一部で副本は必要ありません。申請者控えへの受付印が必要な場合は、申請書等の一枚目の写しと返信用封筒（宛先を記載し切手を貼付したもの）を同封していただければ受付印を押印し返送します。

Q 2. 郵送による申請・届出の場合、届出日はいつになるか？

A 2. 申請者の発送日が届出日となります。

Q 3. 郵送による申請・届出の場合、受付印の日付は中国地方整備局への到着日と同日か？

A 3. 中国地方整備局に郵便が到着し、許可行政庁として受け付けを行った日が受理日となるため、必ずしも中国地方整備局の郵便到着日と受付印の日付が同日とは限りません。

Q 4. 郵送による申請・届出の場合、配達記録が残る（書留、特定記録、レターパック等）もので行う必要があるか？

A 4. 当方として特段指定はしませんが、収入印紙を同封する申請等については、簡易書留・特定記録が望ましいと考えます。

Q 5. 持参による申請・届出の場合、持参時に申請者控えへの受付印押印は可能か？

A 5. 一見して誤っている様式での申請等の場合などを除き可能です。